

総務部

り災証明書の発行について

生活支援や補助制度の手続きは、基本的に『り災証明書』が必要です。『り災証明書』の取得がまだお済みでない人は、必要なものを持参の上、各部署で申請を行ってください。

【申請に必要なもの】 被害状況のわかる写真（現像写真または印刷出力したもので、全景と被害箇所の詳細がわかるもの）

【申請先】 ○住家、共同住宅など・・・総務課
※同じ家にお住まいの家族でも別世帯であれば、それぞれの世帯で取得してください。

○納屋や小屋など・・・環境保全課

○店舗、事業所など・・・商業観光課

【申請期限】 平成28年熊本地震のり災証明書に係る申請期限は、現時点では特に設けていません。但し、り災証明書に伴う公的支援などはそれぞれに期限がありますので、早めに申請してください。住家被害認定調査は半壊以上の判定の場合には必要となり、数週間の期間がかかります。一部損壊については、写真判定によりその場で交付することもできます。（住家被害認定調査はP. 7参照）

【問い合わせ】 役場 総務課 ☎096-293-3111

町民税などの軽減または免除について

災害被害に対し、次のとおり各税目で税の減免（軽減または免除）が受けられます。

○住民税（町県民税）・・・居住する住宅が半壊以上と判定された人や、事業収入などにと国民健康保険税 一定以上の減少があった人など

○固定資産税・・・所有する土地や家屋、償却資産に損害を受けた人

○軽自動車税・・・車両が滅失または廃車となった人

減免対象者（り災証明書で半壊以上）には、減免手続きの書類を送付しますので、平成29年3月31日までに手続きしてください。なお、非住家や土地、償却資産、軽自動車等については、被害の程度により減免となる場合がありますので、ご相談ください。

【問い合わせ】 役場 税務課 ☎096-293-3117

役場庁舎の被災状況と新庁舎建設について

今回の熊本地震の影響により、庁舎内に多数の亀裂と内壁剥離など大きな被害を受けました。専門業者による調査では「中破程度の被災」という判定で、補修も困難で「建て替えが望ましい」と診断されました。被災した庁舎は平成29年3月末頃から解体工事に着手予定で、新庁舎建設へ向けて平成29年度から平成30年度にかけて基本計画や基本設計、実施設計を策定し、平成31～32年度に建設工事を行い、平成33年度開庁を目指します。

【問い合わせ】 役場 総合政策課 ☎096-293-3118

住民福祉部

倒壊危険家屋などの公費解体について

り災証明で半壊以上の判定を受けた危険家屋に対して、公費による解体が可能です。